

委任状

一 貴殿に對する債務金八十圓也。此杜君等に對する解雇
手當及其他の金員御支拂の際被除相取候と申議無
之依。後日為一札如件。

昭和二年十一月二十二日

債務者

阿部薰 弥

全

小野辺禎次郎

全

根本兼二

全

吉江元治

全

宇津木松吉

全

小宮山金之助

全

村山熊吉

全

月岡政之助

全

八江忠三郎

右代表者

小宮山金之助印

右及申(連)報候也